

平成28年1月25日
 改正 平成29年2月21日
 令和2年4月1日一部改正
 令和3年4月1日一部改正
 令和4年3月31日一部改正

大津市公的病院等運営費補助金交付基準

補助金の名称	大津市公的病院等運営費補助金
補助金の交付目的	不採算医療等の機能を担う公的病院等に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、本市の医療体制を確保することを目的とする。
補助金の交付対象者	公的病院等（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人のうち、総務大臣が定めるものが開設する病院等）
補助対象経費	公的病院等の運営に必要な経費から診療報酬等の収入を差し引いた額。
補助金の額及びその算定方法又は補助率	補助対象経費の額と特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号）の平成27年総務省令101号改正時点における第3条第1項第3号イの表50号にて準用する同省令第2条第1項第1号の表51号2の規定（小児救急医療に関するものを除く。）に基づき算出した金額に0.5を乗じて得た額（千円未満は切り捨てる。）のいずれか少ない額。
申請から交付決定までの標準処理期間	30日
補助金交付事業の開始時期	平成28年1月25日（平成27年度から適用）
補助金交付事業の終了時期	特別交付税措置が終了するに至ったとき
様式	大津市公的病院等運営費補助金交付申請書（様式第1号） (1) 事業計画書 (2) 事業所要額明細書 (3) 歳入歳出予算書の抄本 (4) その他市長が必要と認める書類 大津市公的病院等運営費補助金交付決定通知書（様式第2号） 大津市公的病院等運営費補助金実績報告書（様式第3号） (1) 事業実績報告書 (2) 事業実績額明細書 (3) 歳入歳出決算書の抄本 (4) その他市長が必要と認める書類 大津市公的病院等運営費補助金交付確定通知書（様式第4号） 大津市公的病院等運営費補助金請求書（様式第5号）
その他	当該補助金の交付対象者は、大津市後方医療機関確保対策補助金及び大津市医師確保対策補助金の交付対象者からは除外する。
担当部署	大津市健康保険部保健所地域医療政策課